

令和元年8月30日

子発0718第2号

令和元年7月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長

(公印省略)

「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」を踏まえた
関係通知の改正及び留意事項について

標記の「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」【別添1】(以下「見直し方針」という。)については、平成30年7月からの「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)における議論等を踏まえ、婦人保護事業における運用面の改善に向けた当面の対応として取りまとめ、令和元年6月21日に公表したところである。

当該見直し方針に掲げる事項のうち、「1 他法他施策優先の取扱いの見直し」及び「2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用 ①一時保護委託の対象拡大等」を踏まえ、下記のとおり、関係通知を改正する。

また、同見直し方針に掲げる「2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用」、「3 婦人保護施設の周知・理解、利用促進」及び「10 母子生活支援施設の活用促進」を踏まえ、下記のとおり留意事項を取りまとめたので、各都道府県におかれては、これらについて御了知の上、管内の市区町村(指定都市、中核市を含む。)に周知していただき、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障害等、様々な困難を抱える女性に対して、相談から心身の健康の回復、自立支援に至るまでのすべての過程における婦人保護事業による支援が行き届くよう御配意願いたい。

見直し方針に掲げる事項のうち、この通知に含まれない事項については、別途発出する通知により具体的な対応等を示すほか、2020年度予算に向け、その具体化を図ることとしているので、併せて御了知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 関係通知の改正

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」(平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部改正

婦人保護事業の対象となる女性の範囲について規定している「第1」について、同「1」の「エ」に規定する、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有する者への支援に際しては、被害者本人や同伴する児童等の状況等を踏まえ、関係機関との十分な連携・調整の上で、婦人相談所や婦人保護施設等において支援する必要があると認められる場合は、必要な他法他施策も活用しながら、婦人保護事業による支援が適切に提供されるよう、別紙1のとおり改正する。

(見直し方針の1関係)

- (2) 「婦人相談所ガイドライン」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)の一部改正

上記(1)の改正の趣旨を踏まえて、婦人相談所において対応すべき相談に係る規定について、別紙2のとおり改正する。

- (3) 「婦人相談所が行う一時保護の委託について」(平成 23 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 20 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部改正

定員を超えた場合にのみ一時保護委託を可能としている対象者についても、保護が必要な被害女性本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう、「1」の「(2)」の「⑥」を改正するとともに、「2」の「(5)」として、対象者の拡大後において、婦人相談所は、委託先で保護を受ける被害者の生活状況の把握や自立に向けた支援に際して、委託先施設と緊密な連携を図ることについての規定を追加することとし、別紙3のとおり改正する。

(見直し方針の2の①関係)

第2 留意事項

- (1) 一時保護(一時保護委託を含む。)に当たっての留意事項

①若年被害女性等の対応について

婦人相談所は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は遭うおそれのある、主に10代から20代の女性(以下「若年被害女性等」という。)の一時保護の受け入れに当たっては、当該若年被害女性等の状況等を勘案するとともに、本人の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう留意すること。また、本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、一時保護委託について、民間支援団体の積極的な活用について検討されたい。

(見直し方針の2の①関係)

[関連規定]

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知【別添2】)

第6-1-(3)

- 「婦人相談所ガイドライン」(平成26年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課【別添4】)

IV-7

②一時保護委託契約施設における一時保護開始手続きについて

被害者が一時保護委託契約施設に直接一時保護を求めた場合に留意すべき点については、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」(平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知【別添3】)の「2」の「(3)」で、「被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあっては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定(当該施設にそのまま委託することを含む。)を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。」と規定しているが、必ずしも当該対応が徹底されていない事例があることから、被害者の負担軽減と迅速な支援の実施が図られるよう、当該対応を徹底されたい。

(見直し方針の2の②関係)

(2) 一時保護委託施設から婦人保護施設へ入所する場合の取扱い等について

- ① 婦人保護施設への入所について、自治体によっては、民間シェルター等の一時保護委託契約施設における保護の終了後、婦人相談所の一時保護所に当該被害女性を入所させ、医学的、心理学的な面からの面接、判定等を行った上で、婦人保護施設への入所を決定している事例があるが、被害者の負担軽減を図りつつ、適切な支援に繋がるよう、婦人相談所は、必要に応じて、医師、看護師、心理判定員等を一時保護委託先に派遣して必要な面接、判定等を行い、婦人保護施設への入所を決定し、民間シェルター等の一時保護委託先から直接、婦人保護施設への入所に移行するなど柔軟に対応するよう留意されたい。

- ② 10代の若年妊婦等が支援を必要とする場合には、婦人相談所又は児童相談所が当該被害女性の保護等に関わることとなるが、その場合には両者の連携を密にした上で、当該被害女性の状況から婦人保護施設への一時保護委託が適切な場合には、その実施が可能となるよう努めること。

(見直し方針の3関係)

〔関連規定〕

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知【別添 2】）

第 6－1－（3）、同（5）ウ

- 「婦人相談所ガイドライン」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課【別添 4】）

IV－4－（10）、同 6－（1）

（3）母子生活支援施設の活用について

売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号【別添 5】）第 36 条の 2 の規定により、婦人相談所長は、同法第 34 条第 3 項に規定する要保護女子（以下「要保護女子」という。）であって配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和 24 年法律第 164 号）第 23 条第 2 項に規定する母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知することとされているので、当該対応について徹底されたい。

また、困難を抱える妊婦の一時保護については、婦人保護施設での対応のほか、「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 1 号、雇児福発 0727 第 1 号、雇児母発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連名通知【別添 6】）の「別紙 2」の「（4）」で、「婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。」としているところであるので、妊婦の状況に応じて、積極的に当該対応を実行されたい。

なお、一時保護委託先の母子生活支援施設における一定期間の養育ののち、母子分離となり退所した場合は、その後の母子への支援も重要であるため、母子生活支援施設による退所後の相談等の支援の他、必要に応じて、婦人相談所及び児童相談所等の関係機関が連携した上で、当該母子の支援に当たるよう留意されたい。

（見直し方針の 10 関係）

第 3 適用日

第 1 による改正は、この通知の発出の日から適用する。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」
 (平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 新旧対照表

(改正後)	(現行)
第 1 婦人保護事業の対象者の範囲 1 (略) ア～ウ (略) エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者 2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり 1 のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組みたいこと。 3 1 のエに該当する者の支援に際しては、被害者本人や同伴する児童等の状況等を踏まえ、関係機関との十分な連携・調整の上で、婦人保護事業による支援が適切に提供されるよう取り組みたいこと。	第 1 婦人保護事業の対象者の範囲 1 (略) ア～ウ (略) エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にない<u>ために</u>、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者 2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり 1 のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組みたいこと。

○「婦人相談所ガイドライン」

(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課) 新旧対照表

【別紙 2】

(改正後)	(現行)
IV. 支援上の留意点 1. 支援のための準備 (2) 多様な相談内容 婦人相談所において対応すべき相談は、通知上、売春等に関する相談と、配偶者等からの暴力に関する相談、及びその他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、実際に支援を必要とする状態にある方からの相談となっている。(注 1) このうち、その他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、実際に支援を必要とする状態にある方の相談内容は、 ・ 交際相手等からの暴力 ・ 親族からの暴力 ・ 離婚問題 ・ 人間関係 ・ 生活困窮 ・ 住居問題 ・ 医療関係 ・ 人身取引被害 (注 2) ・ 性暴力被害 ・ ストーカー被害 (注 3) ・ いわゆるアダルトビデオ出演強要 (以下「AV出演強要」という。・「JKビジネス」被害 (注 4) など多岐にわたる。 (以下、略。)	IV. 支援上の留意点 1. 支援のための準備 (2) 多様な相談内容 婦人相談所において対応すべき相談は、通知上、売春等に関する相談と、配偶者等からの暴力に関する相談、及びその他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、実際に支援を必要とする状態にある方からの相談となっている。(注 1) このうち、その他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、実際に支援を必要とする状態にある方の相談内容は、 ・ 交際相手等からの暴力 ・ 親族からの暴力 ・ 離婚問題 ・ 人間関係 ・ 生活困窮 ・ 住居問題 ・ 医療関係 ・ 人身取引被害 (注 2) ・ 性暴力被害 ・ ストーカー被害 (注 3) ・ いわゆるアダルトビデオ出演強要 (以下「AV出演強要」という。・「JKビジネス」被害 (注 4) など多岐にわたる。 (以下、略。)

○「婦人相談所が行う一時保護の委託について」
(平成 23 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 20 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 新旧対照表

(改正後)	(現行)
1. 一時保護委託の対象者の範囲 (1) (略) (2) 売春防止法に基づく要保護女子(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」(平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。))の第 1 に定める対象者のうち 1 のウを除く者)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。 ② 恋人からの暴力の被害者であること。 ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。 ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成 12 年法律第 81 号)第 8 条第 1 項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。 ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。 ⑥ <u>上記の他、実施通知の第 1 の 1 のア、イ又はエに該当する者。</u> 2. 一時保護委託での支援 (1) ～ (4) 略 (5) 婦人相談所は、一時保護委託施設との連携について、次の点に留意すること。 <u>婦人相談所は、一時保護委託先で保護を受ける被害者に対して、必要に応じて、婦人相談所の医師、看護師、心理療法担当職員等による医学的又は心理学的援助を行うとともに、当該被害者の処遇等についてのケース会議を一時保護委託先施設と開催するなど、緊密な連携を図り、被害者の自立に向けた支援を行うこと。</u>	1. 一時保護委託の対象者の範囲 (1) (略) (2) 売春防止法に基づく要保護女子(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」(平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。))の第 1 に定める対象者のうち 1 のウを除く者)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。 ② 恋人からの暴力の被害者であること。 ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。 ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成 12 年法律第 81 号)第 8 条第 1 項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。 ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。 ⑥ <u>婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。</u> 2. 一時保護委託での支援 (1) ～ (4) 略
2. 一時保護委託での支援 (1) ～ (4) 略	2. 一時保護委託での支援 (1) ～ (4) 略

婦人保護事業の運用面における見直し方針について

令和元年 6 月 21 日
厚生労働省子ども家庭局

婦人保護事業は、これまで、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障害等、様々な困難を複合的に抱える女性の支援を行ってきた。

2018 年 7 月からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、婦人保護事業の見直しを進めている。

これまでの検討会での議論等を踏まえ、当面の対応として、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等をはじめ、婦人保護事業の運用面の改善について、次の各事項に速やかに取り組むとともに、2020 年度予算に向け、その具体化を図る。

その際、地方自治体に対しては、今回の改善等を通じて、相談から心身の健康の回復や自立支援に至るまで、すべての過程における支援が、より当事者本位なものとなるよう、それらの趣旨を丁寧に説明し、理解を深めるとともに、その後の状況に応じて、必要な対応を行う。

さらに、制度のあり方については、同検討会において引き続き議論を行い、本年 8 月を目途に議論の結果を取りまとめる。

1 他法他施策優先の取扱いの見直し

○ 婦人保護事業の対象となる女性の範囲については、平成 14 年の局長通知（※）で示しているが、このうち、「家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者」については、「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」としている。この結果、婦人相談所や婦人保護施設等において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設による支援に結びつかないといった実態がある。

このため、通知改正を行い、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう、関係機関との十分な連携・調整の上で、必要な他法他施策も活用しながら、婦人保護事業による支援が適切に提供されるようにする。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（平成 14 年雇児発第 0329003 号雇用均等・児童家庭局長通知）

2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用

①一時保護委託の対象拡大等

○ 婦人相談所が行う一時保護については、一定の要件に該当する者について適切な保護が見込まれる場合には一時保護の委託が可能であり、保護が必要な若年被害女性などへの本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、民間支援団体に対する一時保護委託の積極的な活用が図られるよう周知徹底する。

また、定員を超えた場合のみ一時保護委託が可能である対象者についても、本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう対象者の拡大を図り、より適切な支援が行えるようにする。

○ 一時保護委託の対象者の拡大に当たっては、一時保護を委託された施設が、必要に応じて婦人相談所の医学的又は心理学的専門機能を活用することができるようにするとともに、入所者の処遇等について、婦人相談所と一時保護を委託された施設との間でケース会議を開催するなど緊密な連携が図られるよう周知徹底する。

②一時保護委託契約施設における一時保護開始手続きの再周知

○ 被害者が一時保護委託契約施設に、直接一時保護を求めた場合に、婦人相談所への来所を求めている実態があるが、この場合、当該施設において、速やかに被害者の安全を確保したうえで、婦人相談所が一時保護の要否の判断等を行うこととしていることについて改めて周知し、被害者の負担軽減が図られるよう徹底する。

3 婦人保護施設の周知・理解、利用促進

○ 様々な困難を抱える女性への支援を担う婦人保護施設の役割及び支援の内容についての理解の促進を図るため、厚生労働省ホームページやソーシャルメディアにおいて婦人保護施設の機能や取組等に関する情報提供を行うなどにより、市区町村の相談機関等をはじめ、一層の周知に取り組む。

さらに、婦人保護施設の利用に当たっての分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広げる。

また、婦人保護施設での支援や生活を入所前にイメージが持てるような方法等について検討する。

○ 民間シェルター等の一時保護委託先からの婦人保護施設への直接入所措置について、柔軟な運用を促す。

○ 支援を必要とする若年妊婦等について、婦人相談所や児童相談所に対し、婦人保護施設への一時保護委託の積極的な活用を促す。

4 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し

- 携帯電話等の通信機器については、位置検索機能やSNSによる情報発信機能等により、DVやストーカー等の加害者が、被害者の居場所を特定し追跡することから、利用について一律に制限されていることがある。一方で、被害女性の自立に向けた求職活動や、学校・職場への復帰に際しての連絡等においては、携帯電話等の通信機器の使用が必要であることから、携帯電話等の通信機器の取扱い等に関する調査研究を実施した上で、安全性も考慮した新たな運用方法について検討し、一律に制限される取扱いを見直す。
- また、外出規制などの集団生活上の制限についても、その実態を把握の上、合理性、妥当性の観点から、留意点を整理する。

5 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

- 全国知事会の下、都道府県間で申合せがなされている、配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携を実効性のあるものとなるよう推進する。また、若年女性からの相談等に対応して多様な支援を行う民間支援団体が、当該若年女性が居住する地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、当事者本位の視点から、婦人相談所等と民間支援団体との情報の共有等による広域的な連携や必要な支援のあり方について、「若年被害女性等支援モデル事業」の実施状況も踏まえ検討する。

6 SNSを活用した相談体制の充実

- 若年層のコミュニケーション手段の中心となっているSNSを活用した相談体制を導入することにより、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の安全な開設、人材育成及び運用方法、若年層特有の課題やその背景についての十分な理解を前提とした相談後の関係機関との連携等について調査研究を実施し、相談体制の充実を図る。

7 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充

- 一時保護退所後の支援の充実を図るとともに、保護命令期間経過後の支援の実態について把握し、必要な支援方策について検討する。
- また、婦人保護施設等退所後のアフターケアや、入所中の心身の健康の回復及び自立の促進を図るため、現在行っている「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」、「地域生活移行支援事業」等の更なる充実や民間支援団体を活用した事業の委託などについて検討する。

8 児童相談所との連携強化等

①DV対応と児童虐待対応との連携強化、体制強化

- 第198回国会（通常国会）に提出した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」には、婦人相談所、婦人相談員は児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所等はDV被害者の適切な保護について協力するよう努めることとするなど、DV対策と児童虐待防止対策との連携強化の規定を盛り込んでいる。これを踏まえ、婦人相談員等の要保護児童対策地域協議会への積極的な参加について、地方自治体に協力を求める。
- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置するほか、同伴児童も含めて適切な環境において保護することができるよう、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を進めるとともに、専門職の配置基準や基準単価の見直し等について検討する。また、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を促進し、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、ガイドラインを策定する。

②婦人相談員の処遇について

- 婦人相談員の処遇については、平成29年度及び平成30年度に実施した手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について検討する。併せて、研修の充実等による専門性の向上を図る。

9 婦人保護事業実施要領の見直し

- 当面の対応として、売春防止法等の規定に基づく用語を除き、支援の実態にそぐわない用語や表現について、検討会での議論を踏まえた適正化のための整理を行う。

10 母子生活支援施設の活用促進

- 配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童について、母子生活支援施設による支援が適当な場合は、婦人相談所長は、売春防止法第36条の2の規定により、児童福祉法に基づく母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならないことについて改めて周知する。
- また、妊婦については、婦人保護施設での対応のほか、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託を行い、出産後は、通常の入所に切り替えることが可能であることについても改めて周知し、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことを促すとともに、その状況について把握する。
なお、一定期間の養育ののち母子分離となり退所した場合は、その後の母子への支援も重要であるため、必要に応じて婦人相談所及び児童相談所等の連携が図られるよう周知する。

【別添2】

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（抄）

（平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第6 個別的事項

1 一時保護

- （3）一時保護に当たっては、被害者の状況、同伴する家族の有無等を勘案し、婦人相談所が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護することとされたこと。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう留意すること。

- （5）配偶者暴力防止法第3条第4項に基づく一時保護の委託については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年7月23日厚生労働省告示第254号）のほか、以下の点に留意されたいこと。

ウ 婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図る必要がある。

婦人相談所長は、原則として入所期間が1週間を超えるごとに施設から入所者の状況についての書面による報告を受け、できるだけ早期に次の段階の援助施策に移行できるよう援助内容を検討する必要がある。

○「婦人相談所が行う一時保護の委託について」（抄）

（平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

2. 一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年7月23日厚生労働省告示第254号）や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

（3）委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあっては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

○「婦人相談所ガイドライン」（抄）

（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）

IV. 支援上の留意点

4. 一時保護

(10) 一時保護の外部委託

一時保護は、婦人相談所の一時保護所（婦人相談所内に付設している一時保護所だけでなく、別の場所に設置している場合も含む）で行うことが基本である。ただし、DV被害者やストーカー被害者、性暴力被害者、人身取引被害者等利用者の入所理由等によっては、外部施設へ委託することも可能である。

また、利用者の入所理由にかかわらず、

- ・入所者が外国人であり、言語などの問題で、委託した方がよりよい支援ができる施設が近くにある場合
- ・加害者等に利用者が婦人相談所を利用していることが知られてしまっている場合
- ・同伴児童に小学校高学年ないしは中学生以上の男児がいる場合
- ・DV被害男性やセクシュアル・マイノリティの方を一時保護する場合

など、入所者個々の状況に応じられるよう、様々な委託先を検討しておく必要がある。

外部に委託した後も、婦人相談所は、委託者としての責任を負っているので、利用者の生活状況の把握や、自立支援等については、委託先と十分に連携を図り、利用者の自立に向けた支援を行う。

6. 施設入所

婦人相談所における一時保護終了後、速やかに自立することが困難な利用者については、施設入所を検討し、入所に際しては、一時保護期間中の利用者の情報を施設へ情報提供するなどの連携を図る。

(1) 婦人保護施設

婦人保護施設は、利用者の自立に向け、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するという婦人保護事業において非常に重要な役割を担う施設である。

全国的に利用率が低下傾向にあるが、利用者の衣食住を安定的に提供し、ニーズに応じた支援を中長期的に実施できるという特性を有しており、各都道府県においても、婦人保護施設が個々に地域において担うべき役割とその課題等について検討し、十分に活用される必要がある。

婦人保護施設は制度的には措置施設ではあるが、入所（措置）決定に当たっては、利用者本人の意思を尊重し決定すること。

また、利用者が入所後も、婦人相談所として、定期的なケースワークや、施設での自立支援計画の策定に関与するなど、自立に向けて施設と連携して対応する。

個々の利用者によっては、「利用者が施設での集団生活になじめないのではないか」、あるいは「施設の体制では対応できないのではないか」など、入所の是非の判断が難しい場合もあるが、常日頃から施設長はじめ施設職員と施設での利用者への支援の方法、受け入れ可能な利用者等について意見交換を実施するとともに、事例によ

っては（入所決定後）実際に入所する前に、施設職員に施設の暮らしについての説明を依頼するなど、婦人保護施設での支援を必要としている利用者の利用の拡大について検討する。

なお、いったん施設入所した利用者が、施設での生活に適應できない場合などには、婦人相談所で一時保護をするなど、一時的に環境を変え、様子を見ることも効果的である。

婦人保護施設を併設している婦人相談所においては、双方の役割分担を明確化し、婦人保護施設が単に婦人相談所の一時保護の延長の場ではなく、生活再建に向けた自立支援のための場となるよう、施設内の生活環境や支援のあり方について工夫する。

県内に婦人保護施設を持たない県の婦人相談所においては、民間シェルターなどの協力を得て代替施設を用意しておくとともに、婦人保護施設の利用が不可避となった場合に備えて、あらかじめ他の都道府県の婦人保護施設を使用できるよう、県本庁を通じて他の都道府県の婦人相談所及び婦人保護施設と取り決めをしておくことが望ましい。

なお、この場合の入所に要する経費は、入所を依頼した婦人相談所が負担する。

（以下、略）

7. 民間シェルターとの連携

（1）民間シェルターについて

いわゆる民間シェルターは、公的機関とは別に、地域の有志が中心となり、主にDV被害者や性暴力被害者、一部にはストーカー被害者や人身取引被害者など、多様な支援ニーズに対応し、相談や緊急保護、地域で自立していくための支援を行っている。

（2）民間シェルターとの連携

民間シェルターとの連携について、まず婦人相談所からの一時保護の委託があげられる。民間シェルターへの一時保護委託は、婦人相談所として、利用者一人ひとりの状況に柔軟に対応するための手段の1つとして重要である。

また、状況によっては、民間シェルターから依頼を受け、必要に応じ婦人相談所が支援を行うこともあり得る。

さらに、一時保護終了後に、利用者が新たな生活の場として民間シェルターの利用を希望することも考えられる。

そうした際に、相互の連携が利用者にとってよりよい支援につながるので、民間シェルターと定期的に情報交換を図り連携を深めておくことは大切である。

民間シェルターによっては、外国人利用者や若年女性への専門的な支援など通常婦人相談所が備えている以上のノウハウを持ったところも存在するので、情報を収集して利用者に提供し、一時保護の委託先として検討する。

民間シェルターに一時保護委託したケースについても、定期的に訪問するなど、婦人相談所として利用者の生活状況の把握に努め、民間シェルターと十分に連携した上で、自立支援に取り組む。

民間シェルターが独自に行っている自立支援のための事業について、婦人相談所として可能な範囲で協働、援助できないか検討する。

○「売春防止法」（昭和31年法律第118号）（抄）

（婦人相談所）

第三十四条 1・2（略）

- 3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
 - 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。
 - 三 要保護女子の一時保護を行うこと。

4～6（略）

（婦人相談所長による報告等）

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

【別添6】

- 「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（抄）
（平成23年7月27日雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）

（別紙2）

＜各保護・支援制度の概要＞

妊娠等に悩む人たちからの相談に対応して行う出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護の制度による保護・支援には、それぞれ次に掲げるものがあるので、各相談機関等に周知し、必要とする者への情報提供を行い、活用の促進を図ること。

（4）母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。